平成２６年（フ）第６８号
宮崎県延岡市恒富町３丁目３番地24
債務者　榎田　　亮
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西山　律博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１７５号
奈良県北葛城郡王寺町畠田３丁目７番41―205号
債務者　橘髙　惠子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
奈良県大和高田市大字曽大根575番地16
債務者　矢田　光乃
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２４０号
函館市上野町22番10号
債務者　浜塚　竜平
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２４３号
北海道二海郡八雲町落部593番地
債務者　佐々木みゆき
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２４８号
函館市若松町４番４号
債務者　佐々木　孝
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２７９号
愛知県岡崎市岡町字北保母境１番地10　フォレスト岡町102
債務者　寺本　幸子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２１８号
大阪市平野区瓜破西１丁目10番１―404号
債務者　宮津　隆男
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０２９号
大阪府茨木市新堂３丁目７番５号　前川文化１階
債務者　谷村　好雄
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２４３号
大阪市此花区島屋３丁目６番５号、前住所大阪市北区本庄東１丁目９番８号
債務者　竹田　　緑（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２６２号
大阪市都島区中野町４丁目４番20号　中野第２マンション205号
債務者　荒谷　昌利
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２８３号
大阪府東大阪市立花町３番20―807号、前住所大阪府東大阪市旭町10番12号
債務者　森本　久美
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３５８号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号、前住所東京都品川区勝島１丁目９番１号
債務者　植村　輝利
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３８３号
大阪市住之江区南港中３丁目３番31―1402号、前住所大阪府泉大津市北豊中町２丁目６番16号
債務者　山本　　学
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４４３号
大阪府四條畷市美田町14―８、住民票上の住所大阪府大東市津の辺町18番19号エムハイツ313号
債務者　野崎　裕治
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４６９号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目22番25―706号
債務者　山本　耕造
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４９８号
大阪府茨木市真砂３丁目４番28号ロイヤルレジデンス201号
債務者　吉田加奈子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部